

## 綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の産業基盤を維持することを目的とし、市内の小規模事業者の経営ノウハウや培われた技術などを次代に円滑に承継できるよう、具体的な事業承継計画の策定に対して補助金を交付することに関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 事業承継 小規模事業者が経営者の親族又は役員、使用人その他従業員に対し事業を引き継ぐことをいう。
- (3) 事業承継計画 事業承継を円滑に進めるために策定する計画をいう。
- (4) 事業承継支援機関 税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、金融機関その他の事業承継に関する専門的な知識を有する事業者をいう。
- (5) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する小規模事業者とする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営んでいる市内に住所を有する個人事業者又は市内に本店の所在を有する法人。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有し、又は、役員のうち大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が2分の1以上を占めている者を除く。
- (2) 主たる業種が、日本標準産業分類の大分類（平成25年総務省告示第405号）に分類される製造業である者

- (3) 納期限の到来した市税を完納している者
  - (4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当しない者
  - (5) あやせ工場スマートナビに自社の企業情報等を掲載している者又は交付決定までに掲載を行う者
- （補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、事業承継計画の策定、株価算定その他の事業承継のため市長が必要と認める事業（事業承継支援機関に委託して実施するものに限る。）であって第7条に規定により補助金の交付申請した日の属する年度内に事業が完了するものとする。

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業のうち、初期診断、課題分析、株価算定又は事業承継計画の算定支援業務に係る委託料その他の補助対象事業に必要と認められる経費であって、補助対象者が事業承継支援機関に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としないものとする。

3 国、県等から同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合、その補助金額については控除する。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、同一年度につき20万円を上限とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 小規模事業者事業承継支援説明書（第2号様式）
- (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）
- (3) 役員等一覧表（第4号様式）

(4) その他市長が必要とする書類

2 補助対象事業の完了後に補助金の交付を申請する場合は、第13条に規定する綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金実績報告書を添付しなければならない。

(補助金の決定通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定し、綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。

）は、規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金変更（中止）承認申請書（第6号様式）により、申請するものとする。

(変更等の承認通知)

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更又は中止について適否を決定し、綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金変更（中止）承認通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(1) この要綱又は法令に違反したとき。

(2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(3) 第3条に規定する要件を満たさないとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

(交付決定の取消通知)

第12条 市長は、前条に規定する取消しを決定したときは、綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条第1項により交付決定者が行う実績報告は、綾瀬市小規模事

業者事業承継支援補助金実績報告書（第9号様式）によるものとし、同項の規定による市長の定める期日は、当該事業が完了した日の属する年度の3月31日とする。

（補助金の請求）

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地  
 事業所名  
 代表者職・氏名  
 電話番号（ ）  
 担当者所属・氏名

綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、交付決定にあたり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 申請者概要	業種		市内操業 開始年月日	年 月 日
	資本金	円	従業員数	人
	資本金の2分の1以上を大企業が所有していない。 役員のうち2分の1以上を大企業が占めていない。			
2 補助対象事業	小規模事業者事業承継支援			
3 総事業費 （補助対象経費）				円 （円）
4 申請金額				円
5 添付書類	(1) 小規模事業者事業承継支援説明書（第2号様式） (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式） (3) 役員名等一覧表（第4号様式） (4) その他市長が必要とする書類			

第2号様式（第7条関係）

小規模事業者事業承継支援説明書

事業概要		
事業承継支援機関の 名称等	名 称	
	代表者名	
	住 所	
事業スケジュール		
添 付 書 類	事業に係る契約内容及び補助対象経費が明らかになる書類	

第3号様式（第7条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所  
商号又は名称  
代表者役職名・氏名  
電話番号  
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与していること、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していること並びに当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っていることは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を市長に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

第4号様式（第7条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

住 所  
 商号又は名称  
 代表者役職名・氏名  
 電 話 番 号

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			

この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。

また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

個人の場合については、個人事業主を記入してください。

同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。

この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承ください。

第5号様式（第8条関係）

綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金の交付については、綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助対象事業	小規模事業者事業承継支援
2 決定区分	交付する 交付しない（理由 ）
3 補助金交付 決定額	円
4 補助条件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付要綱の遵守

第6号様式（第9条関係）

綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地  
事業所名  
代表者職・氏名  
電話番号（ ）  
担当者所属・氏名

年 月 日付けで決定を受けた綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金に係る補助対象事業を次のとおり変更（中止）したいので、綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止）前の決定額	変更（中止）後の決定額
円	円

2 変更（中止）の理由

第7号様式（第10条関係）

綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金  
変更（中止）承認については、綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付要綱第1  
0条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	承認する 承認しない（理由 ）
2 変更後 交付決定額	円

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金について、綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第9号様式（第13条関係）

綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地  
事業所名  
代表者職・氏名  
電話番号（ ）  
担当者所属・氏名

綾瀬市小規模事業者事業承継支援補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり事業が完了したので報告します。

なお、交付にあたり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 補助対象事業	小規模事業者事業承継支援
2 総事業費 （補助対象経費）	円 ( 円)
3 補助金交付 決定額	円
4 事業効果	
5 添付書類	補助対象経費の払込みを証明する書類の写し